一般社団法人日本リスク学会 表彰規程

2019年9月22日改訂 表彰委員会

1. 総 則

第1条 本規程は、一般社団法人日本リスク学会(以下単に「日本リスク学会という) が実施する表彰に関する手順を定めるものである。

2. 表彰委員会

第2条 日本リスク学会は同学会が実施する表彰に関わる任務を行う内部組織として、 「表彰委員会」を設置する。

第3条 表彰委員会は、学会が実施する表彰の受賞対象者の募集および選考に関連する 事項、および学会が主催する表彰行事の実施方法と実施内容の原案作成を担当する。

- 第4条 表彰委員会の委員長は、学会正会員または名誉会員の中から会長が指名する。
- 2 表彰委員会の委員は、委員長以外に6~8名程度を委員長が指名し、理事会の 承認を得る。
- 3 委員の選任にあたっては、全委員を学会正会員または名誉会員の中から選任するものとする。
- 4 委員の専門分野は、環境・化学、健康・食品、災害・事故、保険・金融、社会 心理、リスクコミュニケーションの6分野から、少なくとも1名以上が選出されるように 配慮する。
- 5 委員長は副委員長をあらかじめ指名する。委員長に事故ある場合は、副委員長 が委員長の職務を代行する。

第5条 表彰委員会の委員および委員長の任期は、原則として2年とし、理事の任期と 連動するものとする。

- 2 委員および委員長は再任を妨げないが、2期を超えて再任することはできない。 ただし特別な事情によって2期を超えて再任の必要がある場合は、理事会の議を経て4期 まで再任することができる。
- 3 任期途中で退任した委員の後任委員や任期途中で新規に就任した委員の任期は、 前任委員や就任時に既に在任中の委員の任期と同一とする。
- 4 委員の改選にあたっては、委員会活動の継続性を確保するため、3名以上の委員が再任されるように配慮するものとする。

3. 表彰委員会の会議開催

第6条 表彰委員会の会議は、委員長が召集する。ただし会長は委員長に対して、委員 会開催を要請することができる。

- 第7条 表彰委員会の会議は、在任する委員の過半数の出席によって成立する。
- 第8条 表彰委員会の会議においては、委員長が議長を務める。

第9条 表彰委員会の会議は、緊急を要する場合あるいは軽微な審議事項のみを審議する場合には、委員長の判断により電子メールを利用して行うことができる。

- 2 電子メール上の会議であっても、議事録を残すことによって、正規の会議として記録される。
- 3 電子メール上の会議を行う場合にあっては、全委員にメールが送信されている ことが確認されることをもって、第7条の定足数規定が満たされたものとする。
- 4. 学会が授与する賞とその選考基準

第10条 日本リスク学会は、「日本リスク学会賞」、「日本リスク学会奨励賞」および「日本リスク学会大会優秀発表賞」を設ける。

第 11 条 日本リスク学会賞の授与対象者は、日本リスク学会に 5 年以上継続して在籍し、 学会活動および研究活動において特に顕著な業績を挙げた会員とする。

- 2 日本リスク学会賞の授与対象者として、毎年若干名を選考する。ただし該当者 がいない場合にあっては、授与対象者なしとすることができる。
- 3 研究活動業績の審査の対象は、学会誌に限らず、過去に刊行された学術図書や 学術論文を含めるものとし、それらをリスク学への貢献度から総合的に判断する。

第12条 日本リスク学会奨励賞の授与対象者は、日本リスク学会に3年以上継続して在籍 し、今後一層の発展が期待される優秀な研究業績を挙げた会員とする。

- 2 日本リスク学会奨励賞の授与対象者は、表彰実施年度の4月1日において、満 40歳未満であることを条件とする。
- 3 日本リスク学会奨励賞の授与対象者として、毎年若干名を選考する。ただし該 当者がいない場合にあっては、授与対象者なしとすることができる。
- 4 研究活動業績の審査の対象は、学会誌を中心に、過去数年間に公表された学術図書ないし学術論文とする。

第13条 日本リスク学会大会優秀発表賞の授与対象者は、日本リスク学会年次大会において、優秀な口頭発表あるいはポスター発表を行った、本学会に所属する若手研究者とする。

- 2 日本リスク学会大会優秀発表賞の選考基準には、発表内容や発表技術のほか、 発表論文の学術的な質も加味するものとする。
- 3 日本リスク学会大会優秀発表賞の授与対象者は、表彰実施年度の4月1日において、満40歳未満であることを条件とする。
- 4 日本リスク学会大会優秀発表賞の授与対象者として、毎年若干名を選考する。 ただし該当者がいない場合にあっては、授与対象者なしとすることができる。
- 5. 表彰候補者の推薦方法
- 5. 1 日本リスク学会賞および日本リスク学会奨励賞

第14条 表彰委員会は、日本リスク学会賞および日本リスク学会奨励賞授与対象者の選考に先立ち、学会員から候補者の推薦を公募するものとする。

2 学会員からの推薦の公募は、学会誌、学会ホームページ、学会メールニュース 等の通信手段を通じて幅広く行う。

- 3 表彰候補者を推薦しようとする会員は、公募に際して示される所定の書式によって表彰委員長あてに提出する。
- 4 ただし、推薦対象者の直属の上司または指導教員が推薦者となる場合には、他に1名の第三者たる推薦者の推薦を必要とするものとする。

第15条 前条の規定に沿った表彰候補者のほか、表彰委員会の判断によって、候補者を追加することができる。

5. 2 日本リスク学会大会優秀発表賞

第16条 表彰委員会は、日本リスク学会大会優秀発表賞の受賞対象者の選考のため、口頭発表においては受賞対象者の講演が行われるセッションごとに表彰委員長が2名以上の評価委員を指名する(うち一名はセッションの座長であることが望ましい)。ポスター発表においては表彰委員、および表彰委員長が指名する3名以上の評価委員より評価結果の提出を受けるものとする。

- 2 座長、評価委員、表彰委員は、所定の書式によって学会長あてに評価結果を提 出する。
- 3 座長が発表者の連名者、直属の上司または指導教員である場合には、委員長は他に1名の評価委員を指名し、座長に代わり評価を依頼する。
- 4 口頭発表論文の評価委員は、発表者の連名者、直属の上司または指導教員以外から選任する。また表彰委員がポスター発表者の連名者、直属の上司または指導教員である場合は、当該発表の評価に加わることができない。

6. 授与対象者の選定方法

第17条 表彰委員会は、第10条から第16条の規定に沿って選考された表彰候補者の中から、適切と考えられる各賞授与候補者を若干名選考して、各賞授与者として理事会に提案する。

- 2 授与候補者の選考は、表彰委員会の出席者の過半数の賛成によって決する。
- 3 表彰委員が受賞候補者となった場合、当該賞の選考過程に加わることができない。
 - 4 授与対象者の最終決定は、理事会の承認を得る。

第18条 表彰委員長は、前条の規定に沿って授与候補者が選考された場合には、ただちに会長に提案しなければならない。

7. 付則

- 1) 本規程は平成21年6月19日の理事会決定を経て発効する。
- 本規程の改訂は、平成22年10月3日の理事会決定を経て発効する。
- 本規程の改訂は、平成26年1月30日の理事会決定を経て発効する。
- 本規程の改訂は、令和元年9月22日の理事会決定を経て発効する。
- 2) 本規程に記載のない事項については、表彰委員会の提案により、理事会において決する。
- 3) 本規程の改廃は、理事会の議決を経て決定する。